

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

Vol. 87 金融商品の時価注記における保険積立金の取扱い

現行実務において、いわゆる掛け捨てタイプではない保険契約に支払保険料の一部又は全部を保険積立金として資産計上するケースは珍しくありません。

保険積立金の計上については、法人税法の規定に従って計上金額を算出する実務が広く用いられていますが、資産計上された保険積立金は、その消滅時に入金を伴うことから金融商品としての性質があると考えられます。

しかし、これを金融商品の時価注記で開示しているケースはあまり見かけません。そこで、今回はこの点について解説します。

そもそも、保険契約は金融商品会計基準の対象外とされています（金融商品会計に関する実務指針（以下「実務指針」）13項）。理由は、実務上の処理の煩雑性を考慮したためです（実務指針224項）。

すなわち、満期返戻金のある契約に係る保険積立金は、金融商品としての性質が認められるものの、多種多様な保険契約が存在する上、保険料の中の保険部分と積立金部分の区分計算が極めて困難であるということが背景にあると考えられます。

そのため、保険積立金は金融商品の時価注記においても対象外とされています（金融商品の時価等の開示に関する適用指針（以下「適用指針」）2項）。

なお、金融商品の時価注記が金融商品の時価情報に対するニーズに応えることを目的としていること（適用指針9項）、保険契約が時価開示の対象外とされた理由が実務上の便宜にあること（同10項）、適用指針上、非金融商品に係る時価を開示対象外としつつも任意に注記することも認める立場をとっていること（同12項）から、金融商品の時価注記に保険積立金を含めて開示することを妨げるものではないと考えられ、実際に保険積立金を時価

注記で開示している例も見受けられます。

ただ、保険積立金を開示している例はかなり稀なため、その判断は慎重に行う必要があります。

いずれにせよ、会社の管理上、保険積立金の計上額と解約返戻金には差異（いわゆる含み損益）があることが通常なため、保険積立金対象の保険について、含み損又は含み益がどれだけあるかを適切に把握しておく必要があると考えられます。